

地方独立行政法人広島市立病院機構第3期中期計画変更の認可について

1 概要

令和4年度診療報酬改定において、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携のための措置として導入されている、紹介状なしで受診する場合等の定額負担の金額が次のとおり見直されることに伴い、市立病院機構第3期中期計画で定めている料金（非紹介患者加算初診料、再診患者加算料）を変更する。

【診療報酬改定における改定内容及び施行期日】

(1) 改定内容

紹介状なしで受診した患者等から次の定額負担を徴収する。

区分			現行	改定
初診	他の病院又は診療所からの紹介状なしに受診した患者	医科	5,000 円以上	7,000 円以上
		歯科	3,000 円以上	5,000 円以上
再診	他の病院又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、他の病院又は診療所を受診しないで再度受診した患者	医科	2,500 円以上	3,000 円以上
		歯科	1,500 円以上	1,900 円以上

(2) 施行期日 令和4年10月1日

2 中期計画変更認可申請の内容

(1) 現行の使用料及び改定案(別紙 新旧対照表参照)

(対象:広島市民病院、安佐市民病院)

区分		現行	改定案
初診 (非紹介患者加算初診料)	医科	5,500 円	7,700 円
	歯科	3,300 円	5,500 円
再診 (再診患者加算料)	医科	2,750 円	3,300 円
	歯科	1,650 円	2,090 円

(2) 再診患者加算料の対象となる病院の改正

令和4年度診療報酬改定に伴い、再診患者加算料の対象について所要の改正を行う。

変更前	変更後
ウ 再診患者加算料（他の病院（許可病床の数が400未満であるものに限る。））	ウ 再診患者加算料（他の病院（病床の数が200未満であるものに限る。））

(3) 中期計画変更の施行日

令和4年10月1日

（市民への周知期間を考慮し、市立病院機構から早期に第3期中期計画変更の認可申請があったもの。）